

# 福井県報

号外第19号  
平成30年  
3月30日(金)  
火・金曜日 発行  
1月1,800円郵送料共

## 目次

(※は、県例規集登載事項)

### 教育委員会規則

※福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則(四・教育政策課)

### 教育委員会訓令

※福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令(二・教育政策課)

## 教育委員会規則

福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成三十年三月三十日

### 福井県教育委員会

#### 福井県教育委員会規則第四号

福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

福井県教育委員会行政組織規則(昭和四十六年福井県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第八条の表学校振興課の項第六号中「(他課の所管に属するものを除く。)」を削り、同項中第二十三号を第二十四号とし、第十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 学校業務の改善に関する事。

第八条の表高校教育課の項中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第三十号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条の表スポーツ保健課の項中第十六号を第十八号とし、第十五号の次に次の二号を加える。

十六 第五十九回全国高等学校総合体育大会の開催準備に関する事。

十七 オリンピックに関する事。

第八条の表競技力向上対策課の項第五号中「福井県体育協会」を「福井県スポーツ協会

」に改める。

第二十七条第三項の表企画幹(義務教育)の項を削る。

### 附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

## 教育委員会訓令

### 福井県教育委員会訓令第2号

庁中一般  
各出先機関  
各教育機関

福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。  
平成30年3月30日

### 福井県教育委員会

福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(福井県教育庁および教育機関に勤務する職員の服務に関する規程の一部改正)

第1条 福井県教育庁および教育機関に勤務する職員の服務に関する規程(昭和46年福井県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号の表本庁の部教育振興監の項中「企画幹(義務教育)、課長」を「課長」に改める。

(福井県教職員顕賞規程の一部改正)

第2条 福井県教職員顕賞規程(平成16年福井県教育委員会訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「、企画幹(義務教育)」を削る。

### 附則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

平成三十年三月三十日印  
平成三十年三月三十日發

刷行

發行人 千九一〇一八五八〇  
印刷人 千九一〇一〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一號  
福井県福井市手寄一丁目十五―二十七

福井県  
株式会社 竹下印刷所

☎ 三三三二番